（社会保険労務士法の一部改正）

第四条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十四の次に次の一号を加える。

二十の二十五　専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百三十七号）

（厚生労働省設置法の一部改正）

第五条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）」の下に「、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百三十七号）」を加える。

（政令への委任）

第六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七十八号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十一号）の一部の施行に伴い、及び銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第五条の二第三項第二号」を「第五条の二第三項第三号」に改める。

第十七条第三項中「第五条の二第三項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七十九号

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十九号）の施行に伴い、並びに排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第三条第二項、第十四条第一項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令（平成八年政令第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項を削る。

第四条中「排他的経済水域（」を「我が国の排他的経済水域（以下単に「排他的経済水域」という。）（」に改める。

第五条第一項の表第三条第二項及び第三項の項中「第三条第二項及び第三項」を「第三条第二項から第四項まで」に改め、同条第二項中「採捕」の下に「（漁業に該当するものを除き、漁業等付随行為を含む。附則第二条において同じ。）」を加え、同項の表第一条第一項の項中「第一条第一項」を「第一条」に改め、同表第一条第二項の項を削り、同表前条の項中「排他的経済水域」を「我が国の排他的経済水域（以下単に「排他的経済水域」という。）（」に、「特定大陸棚（」を「大陸棚であって排他的経済水域でない区域（以下「特定大陸棚」という。）（」に改める。

第六条中「並びに排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第三条第一項の規定に基づき適用される漁業法第百四十一条及び第百四十五条（同法第七十四条に係る部分に限る。）の罪」を削る。

附　則

この政令は、外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　西川　公也
国土交通大臣　太田　昭宏

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百八十号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十一条の三第一項及び第八十一条の五において読み替えて準用する同法第七十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二中「断熱材（押出法ポリスチレンフォーム、ガラス繊維（グラスウールを含む。）又はスラグウール若しくはロックウールを用いたものに限り、真空断熱材その他経済産業省令で定めるものを除く。）」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一　断熱材（押出法ポリスチレンフォーム、ガラス繊維（グラスウールを含む。）又はスラグウール若しくはロックウールを用いたものに限り、真空断熱材その他経済産業省令で定めるものを除く。）